

第2回卸売市場法改正対応検討委員会の結果について

第2回卸売市場法改正対応検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催したので、その概要を次のとおり報告します。

1 開催日時 平成31年3月26日（火）1時45分～2時15分

2 開催場所 盛岡市中央卸売市場 本棟第1会議室

3 出席者

盛岡市（開設者）	1名
丸モ盛岡中央青果（株）	1名
盛岡青果卸売協同組合	1名
盛岡青果商業協同組合	2名
盛岡水産（株）	1名
盛岡水産物卸売協同組合	1名
盛岡水産物商業協同組合	1名
関連事業者協同組合	1名
（株）ベルジョイス	1名
全日本食品（株）	1名
委員出席者計	11名／13名（委員総数）
事務局（市場業務課）	4名

4 結果概要

(1) 全国の中央卸売市場における卸売市場法改正への対応状況について

全国中央卸売市場協会（全中協）を通じて収集した情報について、次のような内容で説明した。

ア 全中協において標準的な業務規程例の作成について模索していたが、各中央卸売市場の取組内容や取組状況に著しい差異がみられることから、論点を整理して情報提供を行うこととなった。

イ 取引規制については、現段階ですべて自由化とするとした中央卸売市場は見られず、一定の規制が必要と考えている中央卸売市場が大多数の様様。ただし、取引を原則規制とし、例外規定により緩和する方法と原則自由化で規則や要領等により必要な規制をする中央卸売市場とに分かれている様子である。

また、取引ルール以外では、自治体が開設する意義や業務（営業）許可と施設使用許可の両許可の維持を考えている中央卸売市場と施設使用許可のみでの対応を考えている中央卸売市場とがある。

(2) 東北・北海道地区の中央卸売市場における進捗状況について

ア 議会審議予定時期

2019年12月議会 … 青森市，盛岡市

2020年3月議会 … 札幌市，仙台市，八戸市，秋田市，いわき市

との情報であるが，流動的である。また，自治体によって法制担当者の見解が異なっているケースも多くみられるため，各市場ともぎりぎりの工程となる可能性が高い。他市場の動向を注視するだけでなく，各市場の実情に基づいた着実な事務処理が必要との認識で一致した。

【質疑】

青果水産で取引ルールをどうまとめていくのか。【委員】

【回答】

各々の部ごとに進めることとなると思う。【会長】

【質疑】

関係者の意見等も聞いていかなければならないが，時期や検討回数等はどう見込めばいいのか。【委員】

【回答】

大まかなスケジュールを示しながら進めたい。【会長】

【質疑】

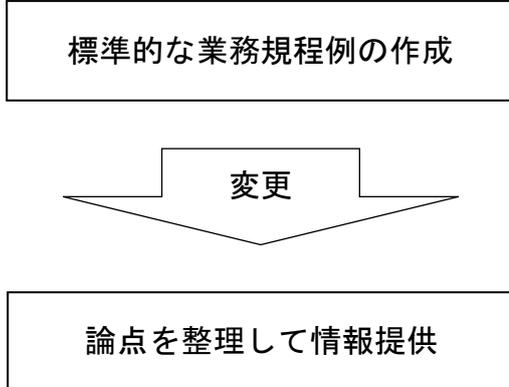
一般客を含めた中央卸売市場への入場規制はどうなるのか。【委員】

【回答】

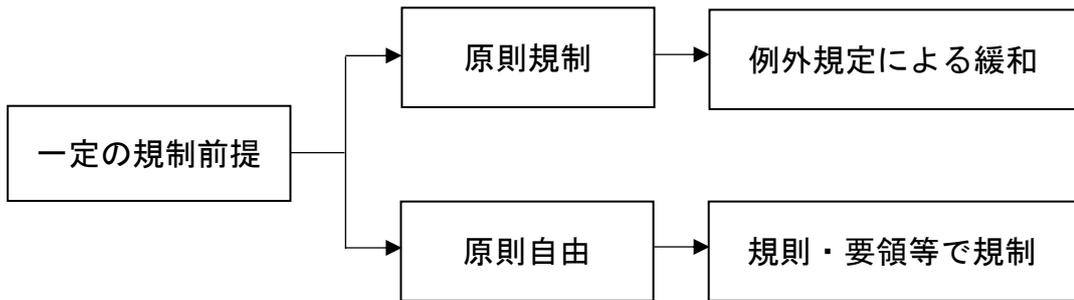
卸売市場の基本的な機能は維持していきたい。また，施設や設備の整備には補助金が入っているのですが，建設時の目的外に使用する場合には，個々のケースに応じて卸売市場法の改正とは別枠で国との協議が必要になる。【会長】

(1) 全国の中央卸売市場における卸売市場法改正への対応状況について

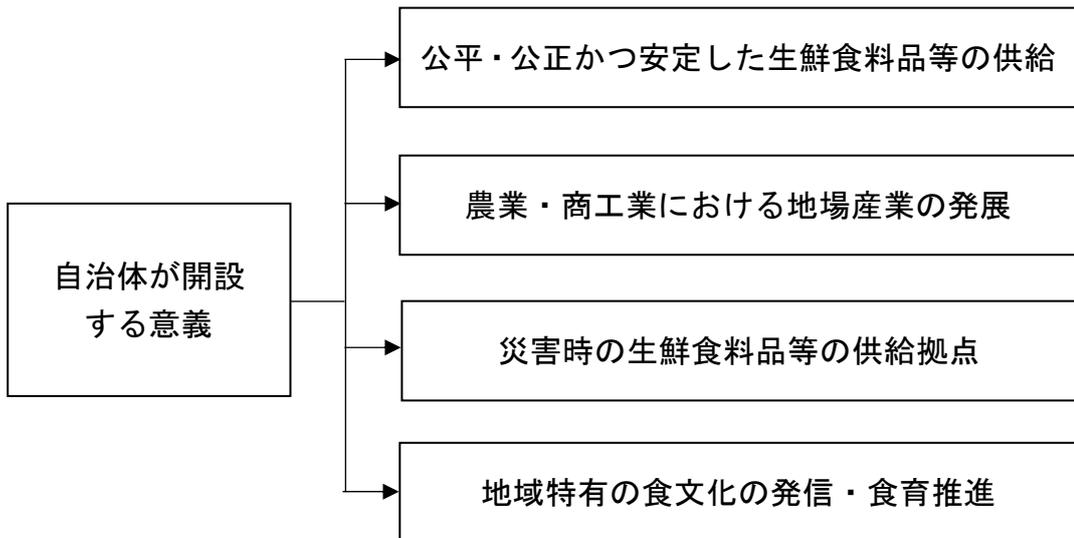
ア 全国中央卸売市場協会（全中協）の対応について

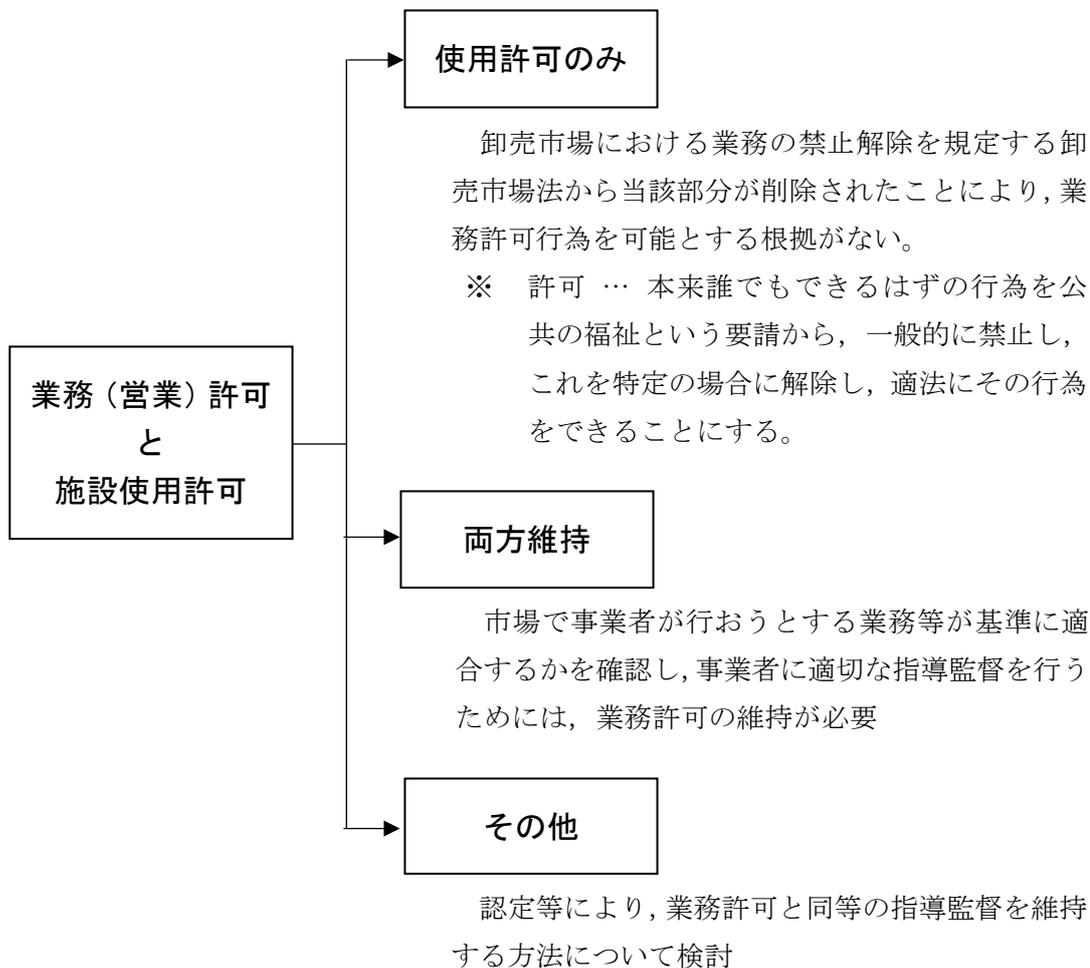


イ 取引規制について



ウ その他の協議事項について





(2) 東北・北海道地区の中央卸売市場における進捗状況等について

東北・北海道地区の中央卸売市場の進捗状況は、各市場とも関係者からの意見聴取中であり、方針を決定した市場の情報はない。また、各自治体の法務担当者により、解釈が一定せず（業務許可等）想定していた以上に困難な状況にあるという認識であった。

業務規程の議会提出予定時期については、次のとおり。

- ① 平成 31 年 12 月議会 … 青森市，盛岡市
- ② 平成 32 年 3 月議会 … 札幌市，仙台市，八戸市，秋田市，いわき市

各市場ともなるべく早い時期に方針を明確にしたいと考えてはいるが、現状で「いつまで」ということを明言することはできない。また、各市場ともぎりぎりの工程となる可能性が高いので、他市場の情報待ちだけではなく、実情に基づいて着実に処理を進める必要があるとの認識で一致した。